

高浜3、4号機 あす差し止め判断

●高浜3、4号機の差し止め仮処分をめぐる主な争点

争点	住民側	関電側
新規制基準	原発事故で明らかになった根本的な欠陥を放置し、国際的にみても低い水準。原発の安全性をなんら担保しない	高い専門性と独立性を持った原子力規制委が、原発事故の教訓や国際的な基準を参考にし、検討を重ねて制定した
基準地震動を超える地震の策定手法	過去の地震・地震動の平均値を基に策定しており、平均値を超える地震動を考慮しておらず、過小	原発敷地周辺を詳細に調査、把握し、起こりうる不確かさを考慮した上で、十分に保守的な条件設定で策定している
避難計画	住民の安全を担保する合理的な避難計画は策定されていない。多数の住民の被ばくは避けられない	原発の状況や緊急時モニタリングの状況等を踏まえて段階的に実施されるなど、合理的かつ具体的内容になっている

関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）の運転差し止めを滋賀県の住民二十九人が申し立てた仮処分について、大津地裁（山本善彦裁判長）は九日に決定を出す。裁判所が運転中の原発の差し止めの仮処分を認めた例は過去になく、注目される。

関電は原子力規制委員会の新基準による適合性審査を経て、3号機を二月二十九日、4号機を二月二十六日に再稼働させたが、4号機は機器トラブルで停止。地裁が運転差し止めを認め、仮処分は法的拘束力を持ち、関電は運転中の3号機の停止を迫られる。住民らは、原発から三十〜七十キロの滋賀県内に居住。高浜原発が過酷事故を起こせば、近畿地方の千四百万人の水がめである琵琶湖も汚染され、甚大な影響を与える」と主張してきた。

関電側は「新基準による対策で安全性に問題は無い」と訴えている。

大津地裁で住民側が原発差し止めの仮処分を申し立てたのは二回目。大飯原発3、4号機を含めた前回申し立ても、同じ山本裁判長が担当した。

当時は規制委による審査にまだ適合しておらず、地裁は二〇一四年十一月に「再稼働が差し迫っていない」との理由で却下。ただ、決定には原発の耐震設計の目安となる基準地震動の策定方法の合理性に対し、疑問視する言及もあった。

住民側の弁護士は「運転中の原発を止めるのは、裁判官にとってプレッシャーも大きい。認められれば今後の原発訴訟に大きな影響を与える」と期待する。

高浜原発3、4号機をめぐる争いは、福井県の住民らの運転差し止め仮処分の申し立てに対し、福井地裁は昨年四月、原発再稼働の可否を決める国の新規制基準は合理性を欠くとして、運転を差し止めたが、同年十二月に別の裁判長が関電側の異議を認め、差し止め決定を取り消した。